

諮問書：JPRS-ADV-2006001

「属性型・地域型JPドメイン名での組織の合併時等における

1組織1ドメイン名の原則の適用について」

に関する論点について

2006年8月10日  
株式会社日本レジストリサービス

## 1. はじめに

株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」）は、2006年8月31日に諮問書 JPRS-ADV-2006001を提出いたしました。この諮問書は、属性型・地域型JPドメイン名での組織の合併時等における1組織1ドメイン名の原則の適用についての諮問事項に対して、答申をいただくことをお願いしております。

本資料は、諮問事項に関するご議論をいただく際の一助としていただくことを目的に、属性型・地域型JPドメイン名での組織の合併時等における1組織1ドメイン名の原則の適用について、過去の議論と現在の状況、論点を整理したものです。

委員の皆様におかれましては、これらの内容をご参考の上、ご議論をお願い申し上げます。また、本資料にてあげた以外にも検討が必要な点がございましたら、論点に加えていただければ幸いです。

## 2. 2002年度JPドメイン名諮問委員会における議論

JPRSは、2002年3月26日の第1回JPドメイン名諮問委員会に、諮問書「JPドメイン名の登録管理業務に関する方針について（JPRS-ADV-2002001）」を提出しました。この諮問事項の議論の中で、属性型・地域型JPドメイン名における1組織1ドメイン名の原則についても検討課題とされました。（資料4ご参照）

当時、企業合併等における複数ドメイン名の併用期間は一律6ヶ月となっていました。答申ではドメイン名の移行などに伴うユーザへの影響を考慮し、併用期間を長くすることも検討すべき、とされました。これを受けて、JPRSでは企業合併等における複数ドメイン名の併用期間は、原則6ヶ月としながらも、個別の状況を考慮し、必要に応じて延長する対応を行っています。

## 3. 状況の変化

企業合併等で、それまで登録していたドメイン名のどちらかを廃止して、存続するドメイン名へと運用を移行し、ドメイン名変更を利用者に浸透させるには時間がかかり、併用期間の延長対応実施以降、延長の申し出が度々行われています。

しかし、企業にとってそれまで利用していたドメイン名を、合併を機に利用停止できるとは限らず、合併前のそれぞれの企業が登録していた2つのドメイン名を引き続き合併後の1つの企業が登録し続けたい、という要望が依然として存在します。現在はこの要望には応えられておらず、合併企業は1組織1ドメイン名の原則に従って、どちらかのドメイン名の廃止を行うこととなります。このことは、企業合併があっても、レジストリへそれを届け出ず、合併前のそれぞれの企業の名義でドメイン名を登録し続ける、という行為に少なからず結びついていると考えており、登録情報の正確性・最新性を損なう結果ともなっています。

また近年、業界再編や会社法の施行などにより、企業形態の変化はめまぐるしく、買収や統合などによる企業合併や、その結果としての商号変更などが増加しており、この傾向は今後も継続・拡大するものと思われます。このような状況の中、1組織1ドメイン名の原則について、特に企業の合併や商号変更などドメイン名と強く結びついている事象に対して、どう対応していくべきかを改めて検討することが必要となってきたと考えています。

## 4. 論点

- (1) それぞれ既に属性型・地域型JPドメイン名を登録していた組織同士の合併の際、合併後の組織が引き続き複数のドメイン名を登録し続けることの是非について。
- 1組織1ドメイン名の原則の目的は現時点でも有用であり、この原則自体の方針転換までは求められていない。
  - 合併後の組織が引き続き複数のドメイン名を登録し続けることは、継続利用を望む登録者の利益となるだけでなく、そのドメイン名を利用して提供されるサービス等のユーザにとっても、移行作業などの負担軽減や混乱を抑止することができる。
  - 企業にとって、過去の組織名やサービス名・ブランド名などは知的財産として保護すべき対象であり、これらと関連づけられたドメイン名もまた同様である。1組織1ドメイン名の原則により、これらのドメイン名を廃止した結果、第三者による不正な登録・使用を招けば、JP-DRPなどにより紛争の解決を図ることとなる。
- (2) 複数の属性型・地域型JPドメイン名の登録を認める場合、その対象事象はどうすべきか。
- 組織合併の形としては、吸収合併と新設合併とが存在し、どちらも登記等によりその事実や組織の連続性を確認することができる。
    - 吸収合併：合併する複数の組織のうち、いずれか一つを存続組織として、他を解散するもの。
    - 新設合併：新しく組織を設立し、合併する組織すべてを解散するもの。
  - 組織合併の理由としては、買収やグループの統合等、様々なものが考えられる。しかし、それらを公に確認できるとは限られず、合併理由に係る判断基準を設けることは困難であることが予想される。

- 営業譲渡も、ドメイン名を利用していた事業・サービスが他組織のもとへ移るという意味では、組織合併に類するものと考えられるが、以下の点が異なる。
    1. 組織合併がドメイン名の登録単位である組織の結合であることに対して、営業譲渡は組織の存在自体に変化はなく、繰り返し実行可能である。
    2. 組織合併が登記等により公にその内容を確認できるものであるのに対して、営業譲渡は双方の契約によって行われ、またその内容も自由である。
  - 商号（社名）に関連する属性型・地域型JPドメイン名を登録している場合、商号変更の際にドメイン名の変更を伴うことが多い。現在は、ドメイン名変更も合併等と同様に併用期間を設けながら古いドメイン名を廃止することとなっている。
  - 商号変更のバリエーションとして、有限会社から株式会社など、組織変更とそれに伴う社名変更があげられる。
- (3) 合併等の際に複数の属性型・地域型JPドメイン名の登録を認めるとした場合、その手続きが悪用されないための措置の必要性。
- 合併や商号変更は、企業にとって重要な意思決定のもとで行われるものであり、単にドメイン名の複数登録を目的としてそれらの行為が行われるとは考えにくい。
  - しかし、小規模な企業では意思決定はたやすく、ドメイン名の複数登録を目的とした合併や商号変更などが行われる可能性を否定できない。一定期間以上登録されていたドメイン名のみを複数登録対象とするなど、何らかの制約が必要と思われる。
- (4) 合併等の際に複数の属性型・地域型JPドメイン名の登録を認めるとした場合、過去に遡って適用を行うべきか。
- 過去に合併し、1組織1ドメイン名原則に従ってどちらかのドメイン名を廃止した経緯のある企業から、当時廃止したドメイン名を再度登録したいという要望が寄せられる可能性への対処。

- a. 過去への遡及適用は行わない。
    - o 通常通り、2ヶ月前の制度公開をもって実施することで、事前周知とする。
  - b. 遡及期間を定め、その範囲内で該当する企業からの再登録要求を受け付ける。
    - o 合併時に遡った情報追跡が必要。
    - o 既に第三者に当該ドメイン名が登録されている可能性があり、一律に再登録ができるとは限らない。
- 1組織1ドメイン名原則の適用を避けるために、登録情報の更新を意図的に怠っている登録者への対処。
    - a. 登録資格不適合なものとして対応
    - b. 最新の情報への更正の手続の中で、過去の合併等の事実が確認できれば事後的に新制度を適用

以上